

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年6月13日
【四半期会計期間】	第37期第2四半期（自平成26年2月1日至平成26年4月30日）
【会社名】	株式会社学情
【英訳名】	GAKUJO CO., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中井 清和
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田二丁目5番10号
【電話番号】	06(6346)6830(代)
【事務連絡者氏名】	管理部ゼネラルマネージャー 瀬川 哲矢
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区梅田二丁目5番10号
【電話番号】	06(6346)6830(代)
【事務連絡者氏名】	管理部ゼネラルマネージャー 瀬川 哲矢
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第36期 第2四半期累計期間	第37期 第2四半期累計期間	第36期
会計期間	自 平成24年11月1日 至 平成25年4月30日	自 平成25年11月1日 至 平成26年4月30日	自 平成24年11月1日 至 平成25年10月31日
売上高(千円)	1,265,664	1,998,501	2,673,840
経常利益(千円)	268,319	515,130	371,263
四半期(当期)純利益(千円)	167,425	305,711	231,087
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-
資本金(千円)	1,500,000	1,500,000	1,500,000
発行済株式総数(千株)	15,560	15,560	15,560
純資産額(千円)	4,999,041	5,255,190	4,977,701
総資産額(千円)	5,581,219	5,975,930	5,621,863
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	13.58	24.80	18.75
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	5	5	10
自己資本比率(%)	89.6	87.5	88.5
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	157,644	523,147	139,008
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	1,142	53,421	99,365
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	61,555	39,618	123,362
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	528,119	978,292	548,184

回次	第36期 第2四半期会計期間	第37期 第2四半期会計期間
会計期間	自 平成25年2月1日 至 平成25年4月30日	自 平成26年2月1日 至 平成26年4月30日
1株当たり四半期純利益金額(円)	9.57	18.28

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 関連会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

4. 第37期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第36期第2四半期累計期間及び第36期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間（平成25年11月1日～平成26年4月30日）におけるわが国経済は、上場企業の平成26年3月期の経常利益が、リーマン・ショック前の最高益だった平成20年3月期の96%の水準まで回復し、前期と比べても36%増加するなど、需要の拡大や円安を追い風に、売上を増やししながら利益を伸ばす構造が鮮明となる中で推移しました。

「大・労働力不足時代が来る」（平成26年5月28日付「日本経済新聞」より）ともあるように、現時点において、パート・アルバイトから正社員に至るまで、連日「人手不足」というキーワードが報道されない日はないというほど企業の「人手不足感」が高まっており、3月の有効求人倍率は、1.07倍と6年9か月ぶりの高水準となるなど、雇用環境は、ますます好転しております。

新卒採用につきましても、従前の「買い手市場」から「売り手市場」に流れが変わり、採用母集団の形成から選考の各過程において苦戦する企業が続出し、主力の「就職博」を中心に順調に売上高を伸ばすことができました。

また、中途採用市場での人手不足も深刻化しており、内需関連をはじめとした幅広い業種において求人の引き合いが活発化しました結果、20代の若手人材専門就職サイト「Re就活」の売上高も堅調に推移しました。

公的分野商品につきましても、追加の受託案件による売上計上があり、全体の売上高を押し上げる一因となりました。

その結果、当第2四半期累計期間における売上高は19億98百万円（前年同期比157.9%）、経常利益は5億15百万円（前年同期比192.0%）となりました。

なお、当社の主たる事業である「就職情報事業」については、次のとおりであります。

就職情報事業

当第2四半期累計期間（平成25年11月1日～平成26年4月30日）における新卒採用市場につきましては、景気の回復を受けて企業の採用意欲が旺盛となり、平成27年3月卒の大卒採用計画では、全体で平成26年3月卒の実績比16.6%増となりました（日本経済新聞社「2015年春採用計画調査」）。特に小売りや建設などの非製造業では18.5%増と4年連続で2ケタの伸びを示すなど、採用活動は過熱化しております。

その結果、応募学生の母集団や会社説明会への参加が、軒並み例年と比べ20～30%以上減少する企業が続出し、大手といえども苦戦を強いられるケースが顕在化し、その影響は中堅・中小企業にも広がっております。

そのような中、当社の主力商品である「就職博」は、その効果性に期待が寄せられ引き合いが増加し、参加企業ブース数は前期第2四半期累計期間の1,291ブースから、1,612ブース（前年同期比124.9%）となり、売上高は5億48百万円（前年同期比125.2%）となりました。

また、新卒向け就職サイト「朝日学情ナビ」においても初めて大卒を採用するという新規企業や数年採用を手控えていた旧既存企業からの復活受注等が活発化し、売上高は2億65百万円（前年同期比111.8%）となりました。

中途採用商品では、20代の若手人材専門就職サイト「Re就活」が流通・小売・外食産業・建設・サービス業など幅広い業種で「人手不足」による求人が増加し、売上高は1億79百万円（前年同期比128.4%）と大きな伸びとなりました。併せて、公的分野商品においても追加の受託案件を獲得したことにより、売上高は5億87百万円（前年同期比804.5%）となりました。

その結果、当第2四半期累計期間における就職情報事業全体の売上高は18億94百万円（前年同期比160.8%）となりました。

（4月の消費税増税の影響について）

4月1日より消費税の引き上げが行われましたが、当社の4月単月売上高につきましては、前年同月比177.4%となりました。また、就職情報事業全体の引き合いについても前年同月比161.7%と非常に好調に推移しております。このように、当社においては、4月からの消費税増税による影響はあるものの、それを凌駕する活発な引き合いがあり、今後も継続するものと期待しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べて4億30百万円増加し、9億78百万円（前事業年度比178.4%）となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における営業活動の結果、増加した資金は5億23百万円（前年同四半期比331.9%）となりました。これは主に、税引前四半期純利益が生じたことによる資金の増加5億12百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における投資活動の結果、支出した資金は53百万円（前年同四半期は1百万円の支出）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出48百万円、有形固定資産の取得による支出12百万円、投資有価証券の償還による収入1億円及び取得による支出1億4百万円及び売却による収入12百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における財務活動の結果、支出した資金は39百万円（前年同四半期比64.4%）となりました。これは、配当金の支払による支出61百万円、新株予約権の発行による収入21百万円によるものです。

なお、「(1)業績の状況」及び「(2)キャッシュ・フローの状況」の金額にはいずれも消費税等は含まれておりません。

(3) 財政状態の状況

当第2四半期末の総資産の残高は、前事業年度末と比べ3億54百万円増加し、59億75百万円となりました。

（流動資産）

当第2四半期末における流動資産の残高は、前事業年度末と比べ12億7百万円増加し、30億円となりました。これは主に、現金及び預金の増加10億30百万円、有価証券の増加3億2百万円、受取手形及び売掛金の減少1億38百万円があったことによるものです。

（固定資産）

当第2四半期末における固定資産の残高は、前事業年度末と比べ8億53百万円減少し、29億75百万円となりました。これは主に、長期預金の流動資産への振替6億円、投資有価証券の減少2億81百万円があったことによるものです。

（流動負債）

当第2四半期末における流動負債の残高は、前事業年度末と比べ75百万円増加し、4億30百万円となりました。これは主に、未払法人税等の増加1億31百万円、支払手形及び買掛金の減少56百万円があったことによるものです。

（固定負債）

当第2四半期末における固定負債の残高は、前事業年度末と比べ著増減が無く、2億89百万円となりました。

（純資産）

当第2四半期末における純資産の残高は、前事業年度末と比べ2億77百万円増加し、52億55百万円となりました。これは、四半期純利益3億5百万円、配当金の支払い161百万円、その他有価証券評価差額金の増加6百万円、新株予約権の増加27百万円があったことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

（会社の支配に関する基本方針）

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式に対する大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。したがって、大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様が当該行為を受け入れるか否かについて短期間に判断して頂くことになりかねません。

当社は、大規模買付行為を受け入れるか否かの株主の皆様が判断が適切に行われるためには、大規模買付者からの一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応じるべきか否かを判断して頂くための情報や時間を確保することが不可欠であると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、昭和51年に実鷹企画の名称で総合広告代理業を創業し、昭和56年11月に「学生就職情報センター」部門を新設、就職情報事業に進出し、現在に至っております。

当社は、「私達は、仕事を通して社会のお役に立つ企業づくりを目指します。」という基本理念のもと、総合就職情報企業として“きめ細かいサービス”“質の高い情報”をタイムリーに提供できるよう全社一丸となり日々研鑽を続けております。また、事業の展開にあたりましては、以下を基本方針としております。

- ・新卒採用情報から中途採用情報までの一貫した総合就職情報企業を目指す。
- ・新規事業領域への進出と自社商品の開発により売上・利益の拡大を目指す。
- ・社員の質的向上を図り、営業生産性を高め成長スピードを加速させる。
- ・サービス・商品・営業手法のすべてにおいてニーズを先取りした差別化戦略を実行する。
- ・組織の効率を高め、意思の伝達及び業務の迅速化を図る。
- ・社会からの信頼や尊敬を集め、上場企業にふさわしい企業であり続けるべくコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化を図る。

また、社会そして市場から信頼される企業であり続けることを目指して、経営基盤のさらなる安定を図り、かつ経営効率を一層高めていくよう努力を続けてまいります。

当社は、創業以来オリジナリティあふれる独自商品の開発・販売にこだわり続け、さまざまな紆余曲折を乗り越え、独力で会社を成長・発展させてまいりました。その結果、平成18年10月には東京証券取引所第一部に上場し、企業としての一つの大きなステージに到達しました。当社の主たる事業領域は、新卒採用支援事業を中心として、中途採用支援事業も含めた「採用支援事業」全般にあり、近年では、公的機関から雇用対策事業を受託するなど、従来の民間需要だけでなく公的需要も取り込み事業を展開しております。この両輪は、景気循環により少なからず影響を受けてきた当社業績の「安定化」に効果を発揮しました。平成29年度を最終年度とする中期計画において、平成25年10月期に26.7億円であった売上高を55億円に拡大させるという目標を達成しようとした場合、この両輪に加えてさらなる新しい事業領域への進出、あるいは現在の事業領域におけるブランド力を持った新商品の開発が不可欠となっております。

こうした中、当社は現状に甘んじることなく、さらなる高みを目指し、平成25年1月29日に株式会社朝日新聞社及び株式会社朝日学生新聞社と資本業務提携を締結いたしました。これは昭和51年の創業以来初めての戦略的提携となります。当社は、かかる提携を通じて、当社及び株式会社朝日新聞社及び株式会社朝日学生新聞社の教育・人材関連事業に関して、相互にそれぞれの経営資源、経営ノウハウを提供することで相互の企業価値の向上を図り、今後朝日新聞社グループとさまざまな面でパートナーシップを深め、当社の事業領域そのものを飛躍的に拡大・発展させていく所存です。かかる提携に基づく具体的な施策の一つとして、平成25年6月から新卒向け就職サイト「学情ナビ」を平成27年卒業予定者対象分より、「朝日学情ナビ」へ名称変更及びサイトの全面リニューアルを実施したところ、各大学における登録学生数が激増し、かつ多方面からの問合せが急増するなど、事業環境の好転もあいまって、平成25年10月期における当社の売上拡大に寄与するなどの効果がでております。

上記を踏まえつつ、当社の今後の中長期的な経営戦略としては、以下を推進していくこととしております。

- ・「確固たる学情ブランドの確立」
- ・「Web商品ラインナップの拡充による高収益体質の進展」
- ・「事業のグローバル化」
- ・「教育・研修分野における事業領域の確立」
- ・「大学就職部支援事業の推進」

上記を達成するには、当社全社員の能力向上が必要不可欠であります。当社は“トータルとしての「会社力」の一層の強化”を図りつつ、将来的には、「就職」「人材」という枠にとらわれず「総合情報企業」として世界のリーディングカンパニーとなるべく成長し、当社の企業価値の向上を図っていきたいと考えております。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、会社の意思決定機関である取締役会の活性化並びに経営陣に対する監視と、不正を防止する仕組みが企業統治であるとの考えを基本としております。

当社の取締役会は、現在取締役5名で構成され、うち2名は独立性を有する社外取締役です。社外取締役に付きましては、平成25年10月期より招聘し、当社取締役会における意思決定の客観性を高め、独立した第三者の立場から経営を監督する機能を担っております。また、監査役会制度を採用しており、監査役は3名で、うち2名は社外監査役です。社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的、資本的関係又は取引関係、その他利害関係はありません。

また、当社では経営環境の変化に即応するため、毎月開催する定例の取締役会に加え、緊急を要する場合には、臨時取締役会を開催し、議論・審議にあたっております。

また、業務執行の迅速化と各部署が抱える問題点を把握し速やかに対処するため、取締役・監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議をテレビ会議システムを通じて毎週開催すると共に、月に1回は全員が一堂に会し本社にて月間業務報告会議を開催しております。

監査役（常勤）は常に取締役会及び週間業務報告会議、月間業務報告会議に出席し、適宜、意見の表明を行うとともに、内部監査担当者との連携を密にし、監査の実効性を高めております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成26年1月24日開催の当社第36期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を更新（以下更新後のプランを「本プラン」といいます。）することについて承認可決されました。本プランの概要は以下のとおりです。

(1) 対象となる大規模買付行為

「大規模買付行為」とは、以下のいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め同意した行為は除かれます。）若しくはその可能性のある行為とし、当該行為者を「大規模買付者」といいます。

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる買付けその他の取得

上記又はに規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為。（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

(2) 意向表明書の提出及び情報提供の要求

大規模買付行為を開始または実行しようとする大規模買付者は、事前に当社取締役会に対し、本プランに従う旨の「意向表明書」をご提出して頂きます。

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して当初提供して頂く「情報提供リスト」を大規模買付者に交付します。

大規模買付者から意向表明書や情報提供リストに係る回答並びに特別委員会からの要求により追加的に提出された必要な情報に係る回答（以下、総称して「大規模買付情報」といいます。）を受領した場合、当社取締役会は、特別委員会に諮問した上で、大規模買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当該大規模買付者に交付することとします。

(3) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉及び代替案の提示

取締役会における評価検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供が完了した後、大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として確保されるべきものと考えております。

特別委員会の設置及び利用

当社は、本プランが適正に運用されること、ならびに当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える方策を取る場合において、その判断の客観性、公正性及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置いたします。

特別委員会は当社取締役会によって設置され、特別委員は3名以上で構成されることとします。特別委員の選任については、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提供される大規模買付情報が必要かつ十分であるか否か、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するか否か、対抗措置を発動するか否か、本プランの修正又は変更等について、当社取締役会の恣意性を排除するために、特別委員会に諮問し客観的な判断を経るものとします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合には、大規模買付者の買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決定する場合があります。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、並びに対抗措置の発動又は不発動の是非については、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限に尊重して、当社取締役会が決定します。対抗措置の具体的な手段については、新株予約権の無償割当て等、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として、当社は対抗措置を発動しません。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合で、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断せざるを得ない場合には、当社取締役会は特別委員会への諮問・特別委員会からの勧告を経て、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として対抗措置を発動することがあります。

具体的には、大規模買付行為が株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為など本プラン所定の要件に該当すると認められる場合には、企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると考えております。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限に尊重するものとし、当社取締役会の決議により、対抗措置の発動及び不発動に関する事項について、速やかに開示いたします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する当社の定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該時点で廃止されるものとします。

4. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記の各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、当社取締役会は、以下の理由により、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

(2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様に適正に判断して頂くために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(3) 株主の合理的意思に依拠したものであること

本プランは、本定時株主総会における承認を条件として発効するものです。

また、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項が設けられており、かつ、当該有効期間満了の前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合にはその時点で廃止されることとなりますので、本プランの存続の適否については、株主の皆様のご意向を反映したものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの運用並びに対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,240,000
計	50,240,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年6月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可 金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,560,000	15,560,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	15,560,000	15,560,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

第1回新株予約権

決議年月日	平成26年4月14日
新株予約権の数(個)	30,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成26年5月1日 至 平成28年4月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,009.09 資本組入額 505 (注)3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 (1) 本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。但し、下記(2)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が(注)2の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)2に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- 2 (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記(2)からの場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(2)からにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり909円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり909円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年2月1日～ 平成26年4月30日	-	15,560,000	-	1,500,000	-	817,100

(6) 【大株主の状況】

平成26年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社アンビシャス	堺市南区新檜尾台1-16-10	1,500	9.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	950	6.10
株式会社朝日新聞社	東京都中央区築地5-3-2	778	5.00
株式会社朝日学生新聞社	東京都中央区築地5-3-2	778	5.00
学情社員持株会	大阪市北区梅田2-5-10	664	4.26
中井 清和	堺市南区	624	4.01
北野 明子	大阪府八尾市	455	2.92
北野 信雄	大阪府八尾市	406	2.61
中井 大志	堺市南区	400	2.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	346	2.22
計	-	6,903	44.36

(注) 上記のほか、当社所有の自己株式が3,232千株(20.77%)あります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,232,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,326,500	123,265	-
単元未満株式	1,500	-	-
発行済株式総数	15,560,000	-	-
総株主の議決権	-	123,265	-

【自己株式等】

平成26年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式 数(株)	他人名義所有株式 数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社学情	大阪市北区梅田2-5-10	3,232,000	-	3,232,000	20.77
計	-	3,232,000	-	3,232,000	20.77

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成26年2月1日から平成26年4月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年11月1日から平成26年4月30日まで）に係る四半期財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年10月31日)	当第2四半期会計期間 (平成26年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,089,798	2,119,911
受取手形及び売掛金	404,015	265,615
有価証券	201,010	503,280
未成制作費	7,473	26,815
前払費用	38,200	30,088
繰延税金資産	39,694	37,034
その他	12,152	17,548
貸倒引当金	133	86
流動資産合計	1,792,212	3,000,209
固定資産		
有形固定資産		
建物	657,884	663,228
減価償却累計額	273,330	278,724
建物(純額)	384,554	384,504
構築物	6,159	6,159
減価償却累計額	5,057	5,136
構築物(純額)	1,102	1,023
機械及び装置	3,428	3,428
減価償却累計額	2,814	2,858
機械及び装置(純額)	613	569
工具、器具及び備品	26,986	27,882
減価償却累計額	17,554	17,689
工具、器具及び備品(純額)	9,431	10,192
土地	526,457	526,457
有形固定資産合計	922,158	922,748
無形固定資産		
ソフトウェア	116,873	142,647
電話加入権	6,505	6,505
無形固定資産合計	123,378	149,152
投資その他の資産		
投資有価証券	2,002,780	1,721,383
差入保証金	56,422	55,599
長期預金	600,000	-
保険積立金	105,318	109,654
その他	26,642	24,233
貸倒引当金	7,050	7,050
投資その他の資産合計	2,784,114	1,903,819
固定資産合計	3,829,651	2,975,720
資産合計	5,621,863	5,975,930

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年10月31日)	当第2四半期会計期間 (平成26年4月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	126,483	69,807
未払金	35,125	26,029
未払法人税等	69,392	201,216
その他	124,766	133,841
流動負債合計	355,767	430,895
固定負債		
長期未払金	217,800	217,800
繰延税金負債	49,834	51,283
長期預り保証金	20,760	20,760
固定負債合計	288,394	289,843
負債合計	644,162	720,739
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,500,000	1,500,000
資本剰余金	1,661,326	1,661,326
利益剰余金	3,189,466	3,433,537
自己株式	1,460,465	1,460,465
株主資本合計	4,890,327	5,134,399
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	87,373	93,521
評価・換算差額等合計	87,373	93,521
新株予約権	-	27,270
純資産合計	4,977,701	5,255,190
負債純資産合計	5,621,863	5,975,930

(2) 【四半期損益計算書】
【第 2 四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第 2 四半期累計期間 (自 平成24年11月 1 日 至 平成25年 4 月30日)	当第 2 四半期累計期間 (自 平成25年11月 1 日 至 平成26年 4 月30日)
売上高	1,265,664	1,998,501
売上原価	539,051	1,001,702
売上総利益	726,613	996,798
販売費及び一般管理費	523,120	548,096
営業利益	203,492	448,701
営業外収益		
受取利息	1,196	695
有価証券利息	36,208	35,898
受取配当金	2,108	1,844
受取家賃	24,505	24,661
その他	6,191	13,068
営業外収益合計	70,210	76,169
営業外費用		
不動産賃貸原価	4,673	4,463
新株予約権発行費	-	5,277
その他	709	-
営業外費用合計	5,383	9,740
経常利益	268,319	515,130
特別損失		
固定資産除却損	-	2,674
特別損失合計	-	2,674
税引前四半期純利益	268,319	512,455
法人税、住民税及び事業税	74,062	206,033
法人税等調整額	26,831	711
法人税等合計	100,893	206,744
四半期純利益	167,425	305,711

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成24年11月1日 至平成25年4月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年11月1日 至平成26年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	268,319	512,455
減価償却費	34,260	32,121
退職給付引当金の増減額(は減少)	4,787	-
前払年金費用の増減額(は増加)	9,329	2,409
受取利息及び受取配当金	39,513	38,438
固定資産除却損	-	2,674
売上債権の増減額(は増加)	23,787	147,715
仕入債務の増減額(は減少)	5,858	56,675
その他	38,441	27,165
小計	240,155	575,097
利息及び配当金の受取額	24,673	23,962
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	107,184	75,912
営業活動によるキャッシュ・フロー	157,644	523,147
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	400	12,703
無形固定資産の取得による支出	22,037	48,457
投資有価証券の取得による支出	140,201	104,994
投資有価証券の売却による収入	15,682	12,309
投資有価証券の償還による収入	150,000	100,000
その他	4,185	423
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,142	53,421
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	12	-
配当金の支払額	61,542	61,611
新株予約権の発行による収入	-	21,992
財務活動によるキャッシュ・フロー	61,555	39,618
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	94,946	430,107
現金及び現金同等物の期首残高	433,173	548,184
現金及び現金同等物の四半期末残高	528,119	978,292

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期貸借対照表関係)

未成制作費

前事業年度(平成25年10月31日)及び当第2四半期会計期間(平成26年4月30日)

出版物の制作途中にある案件、及び受託済みの就職支援事業案件の実施過程において、既に制作等の終了した工程に係る支出額であります。

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成24年11月1日 至平成25年4月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年11月1日 至平成26年4月30日)
給与及び手当	245,031千円	160,956千円
賃借料	16,881	30,603
福利厚生費	41,761	30,363
役員報酬	32,687	34,263
減価償却費	31,455	29,194
賞与	42,991	24,955

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期累計期間 (自平成24年11月1日 至平成25年4月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年11月1日 至平成26年4月30日)
現金及び預金勘定	1,669,730千円	2,119,911千円
預入期間が3か月を超える定期預金	1,141,610	1,141,619
現金及び現金同等物	528,119	978,292

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自平成24年11月1日至平成25年4月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年1月25日 定時株主総会	普通株式	61,639	5	平成24年10月31日	平成25年1月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月10日 取締役会	普通株式	61,639	5	平成25年4月30日	平成25年7月1日	利益剰余金

当第2四半期累計期間(自平成25年11月1日至平成26年4月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年1月24日 定時株主総会	普通株式	61,639	5	平成25年10月31日	平成26年1月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月9日 取締役会	普通株式	61,639	5	平成26年4月30日	平成26年7月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自平成24年11月1日至平成25年4月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成25年11月1日至平成26年4月30日)

当社の主たる事業は就職情報事業であり、その他の事業の売上高、セグメント利益等の金額は、全事業セグメントの合計額に占める割合が著しく低いため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成24年11月1日 至平成25年4月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年11月1日 至平成26年4月30日)
1株当たり四半期純利益金額	13円58銭	24円80銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	167,425	305,711
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	167,425	305,711
普通株式の期中平均株式数(千株)	12,327	12,327
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	平成26年4月14日取締役会決議の第1回新株予約権(新株予約権の数30,000個) この概要は、第3(提出会社の状況)1(株式等の状況)(2)(新株予約権等の状況)に記載のとおりであります。

(注)当第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。前第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第37期(平成25年11月1日から平成26年10月31日まで)中間配当については、平成26年6月9日開催の取締役会において、平成26年4月30日の最終株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 61,639千円
1株当たりの金額 5円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成26年7月1日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年6月11日

株式会社学情

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻内 章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 稔郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社学情の平成25年11月1日から平成26年10月31日までの第37期事業年度の第2四半期会計期間（平成26年2月1日から平成26年4月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年11月1日から平成26年4月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社学情の平成26年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。